

防音工事の助成制度の概要

関西エアポート株式会社

1. 防音工事の助成対象となる住宅

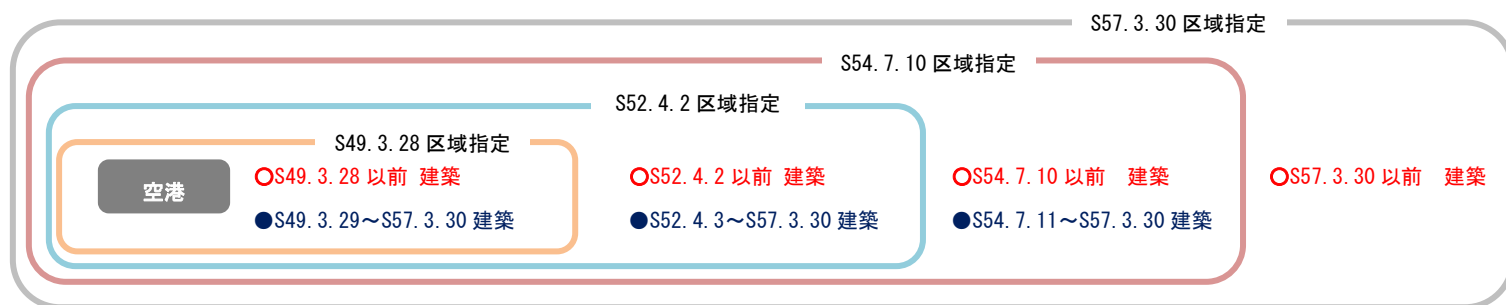
大阪国際空港周辺の航空機騒音が著しい区域として、国が定めた第1種区域に昭和57年3月30日までに建築された住宅が対象です。

対象となる住宅は、その地域及び住宅の建築年月日によって、未実施住宅と告示日後住宅に分けられ、助成内容（工事内容、助成金等）が異なります。

※対象住宅を建替えた場合は、建替えの理由によって当該区域の指定日以前から継続的に居住しているなどの条件があります。詳しくは当社までお問い合わせください。

○未実施住宅：第1種区域に当該区域の指定の際現に所在する住宅

●告示日後住宅：第1種区域に当該区域の指定日の翌日～昭和57年3月30日に現に所在する住宅



2. 申込みができる方

防音工事の助成対象となる住宅の所有者又は居住者（所有権以外の権利を有する者）が申込みできます。

3. 防音工事の対象室数

居住人数	1人	2人	3人	4人以上
工事対象室数	2室まで	3室まで	4室まで	5室まで

※居住人数は、住民票等の原本で確認します。

※昭和53年度以前に1室又は2室の防音工事を実施した住宅では、その室数を減じた室数以内で追加工事をおこなうことができます。

※昭和54年度以後に防音工事を受けた住宅は、追加の工事はできません。

4. 防音工事の助成内容

航空機騒音の程度や住宅の構造により工法が指定され、騒音障害を軽減するための防音サッシの設置、壁・天井の改修やエアコン・換気扇等の設置に必要な工事費等を助成します。

5. 助成金の額

○未実施住宅の場合

- ・設計費、工事費、工事監理費：全額助成^{※1}

●告示日後住宅の場合

- ・設計費、工事監理費：全額助成^{※1}
- ・空気調和機器の工事を除く部分の工事費：全額助成^{※1}
- ・空気調和機器工事部分の工事費：基準額^{※2}の70%を助成
- ・空気調和機器付帯工事部分の工事費：基準額^{※2}の70%を助成
- ・換気装置（換気扇・レンジフード）の工事費：基準額^{※2}の50%を助成

※1) 当社が定める限度額を超える場合や基準額を超える工事を行う場合、その超えた分の費用は全額自己負担となります。

※2) 「基準額」とは、当社が定める標準的な工事内容で実施する工事費用（諸経費・消費税等含む）をいいます。

なお、申込者が負担する住民負担金について、お住まいの市によってはその一部を助成する制度がある場合がありますので、市の窓口までお問い合わせください。

また、申込者が生活保護を受給されている場合や中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援支給を受けておられる方は、住民負担金が免除されます。

6. 業者・契約金額の決定

設計・工事監理をおこなう設計事務所と工事施工業者は原則として申込者が決定します。ただし、契約金額の決定については会社に委任していただきます。会社は申込者が選定した業者に見積書の提出を求め、契約金額を決定します。

7. お問い合わせ・お申し込み

関西エアポート株式会社 防音工事担当

〒560-0036 大阪府豊中市蛍池西町3-5 5 5

電話：06-4865-9620

※お電話でのお問い合わせ受付時間は、平日（月～金）の10:00～17:00